

四條畷市立四條畷南小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

はじめに

「四條畷市いじめ防止対策基本方針」に基づき、学校のいじめの防止のための基本的な考え方として「四條畷市立四條畷南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童等の立場になって、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどを注意深く確認する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、児童（生徒）の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かの判断を行う。

2 いじめの防止等に関する学校組織「校内いじめ対策委員会」

（1）構成委員

学校長、教頭、養護教諭、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、児童支援担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他必要な者

（2）主な取組み

- ①いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施

③学校いじめ防止基本方針の点検・見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

2 いじめの防止等に関する取組み

（1）いじめの未然防止

学校は児童が道徳教育や人権教育、社会体験、自然体験、ボランティア活動等を通じて一人ひとりが互いに認め合うことの大切さを十分に理解できるよう、発達段階に応じた教育課程を推進する。いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。インターネット上のいじめの防止に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めインターネット等を利用するためのモラルを向上させるよう、情報教育を推進する。

（2）いじめの早期発見

すべての教職員が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気付きにくい場所等で行われたり遊びやふざけあいを装うなど、いじめと判断しにくい場合もあると認識し、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめの積極的な認知に努める。

また、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、いじめアンケート調査やhyper-QU*による調査を定期的に行い、加えて教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。

*hyper-QU：教員が、望ましい集団作づくりを行うため、児童等を対象に実施する質問紙調査

（3）いじめの早期対処

学校の教職員が、児童からいじめ相談を受けた場合、また事実があると思われるときは、被害児童を守り、一人で抱え込まず、速やかに校内いじめ対策委員会で情報共有を図る。

(4) いじめへの組織的な対応

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと、第一に被害児童等を守り通す。

加害児童等には、成長支援の観点を踏まえ、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもちより充実した学校生活を送ることができるような教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情を勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

(6) いじめ防止のための年間計画

	地域・保護者と連携した取組み	未然防止のための取組み	早期発見のための取組み	早期対応・組織的対応のための取組み
4月	入学式・始業式 学校基本方針の周知 授業参観・家庭訪問	学級開き 校内委員会	前担任より引継ぎ	HPの更新 学校基本方針の確認
5月	授業参観	校内委員会		支援教育研修
6月		Hyper-QUの実施	生活アンケート①	
7月	保護者懇談	宿泊学習		
8月		Hyper-QUの分析		いじめ防止研修
9月	授業参観	人権啓発文書配布 校内委員会		
10月	運動会	修学旅行 校内委員会		
11月	授業参観			
12月	保護者懇談	情報モラル教育	生活アンケート②	学校基本方針の見直し
1月	授業参観			
2月	授業参観		生活アンケート③	
3月		校内委員会	小中引継ぎ	次年度に向けて

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(3) 報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(4) 調査の組織

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される校内いじめ対策委員会が取り組む。

(5) 調査の実施

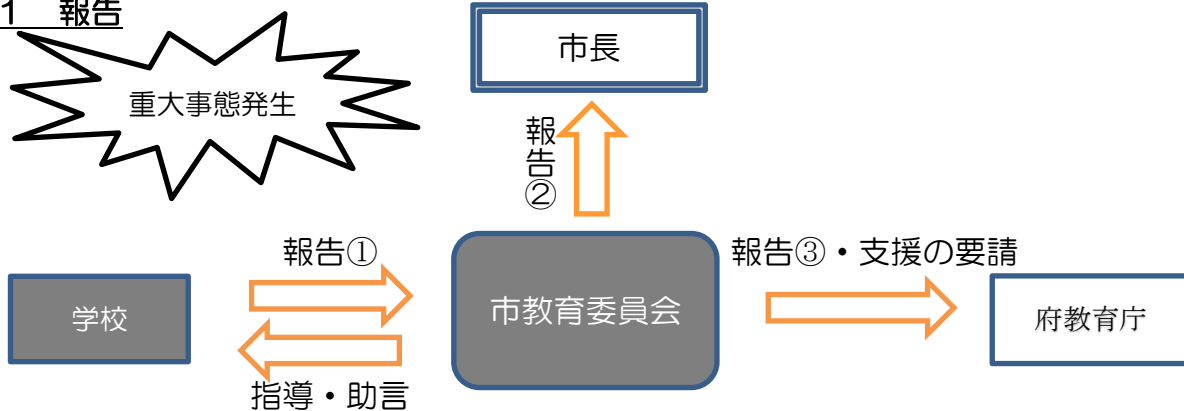
いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係、教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に把握する。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

(7) 重大事態発生時の対応

1 報告



2 調査

① 学校主体で調査する場合

